

国際知財司法シンポジウム2025(JSIP2025)

パネルディスカッション－各国・地域の審判関連の知財行政 特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課 企画班長 岸 智之
特許庁審判部審判課 課長補佐 中村 勇介
特許庁審判部審判課 企画係長 鹿谷 真紀

1 はじめに

「国際知財司法シンポジウム2025」(JSIP2025)の2日目(10月24日)に、特許庁パートのプログラムが実施され、日本国特許庁(JPO)長官の冒頭あいさつに続いて、パネルディスカッションが行われた。本年は、知的財産高等裁判所が設立されて20周年の節目であり、日米欧中韓の各特許庁審判部からパネリストを招請した。パネルディスカッションでは、KSIパートナーズ法律特許事務所の大西正悟弁理士がモデレータを務め、中国国家知識産権局(CNIPA)専利復審・無効審理部(PRD: Patent Reexamination and Invalidation Department)のJIANG Xiaowei副処長、欧州特許庁(EPO)審判部(BoA: Boards of Appeal)のJean GESCHWIND部門長、JPO審判部(TAD: Trial and Appeal Department)の森藤淳志首席審判長、韓国知識財産処(MOIP)特許審判院(IPTAB: Intellectual Property Trial and Appeal Board)のKIM Ilgyu首席審判長及び米国特許商標庁(USPTO)特許審判部(PTAB: Patent Trial and Appeal Board)のMichael W.KIM首席審判長代理が登壇して、各国・地域における審判制度や実務に関して、特許に焦点を当てて議論が行われた。

当日の配布資料のデータやアーカイブ動画は、JPOのウェブサイト¹からアクセス可能である。特に、各国・地域の審判制度の対比表、仮想事例の詳細等は本記事においては紙幅の都合で一部省略していることから、必要に応じて当日の投影資料のデータも参照されたい。

なお、仮想事例に関するパネルディスカッションの見解に係る部分は、パネリストの仮想事例に対する個人的見解であり、全ての事例に当てはまるものではなく、また、所属する組織を代表する見解を示すものではない点にご留意いただきたい。また、パネリストの見解については、当日の発言そのままではなく、わかりやすさの観点から一部意味を補っている。

2 冒頭あいさつ

JPOの河西康之長官から冒頭あいさつとして、審判制度は知的財産制度の信頼性を支える要であり、グローバルに事業を展開する企業や企業を支援する弁理士等の実務家が適切な知財戦略を検討する上で、各国・地域の制度における差異を理解することが重要である旨が述べられた。さらに、特許庁パートのプログラムが、各国・地域における知的財産権の維持や権利行使等の予見

1 JPOウェブサイト〈<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2025.html>〉。

性を高めること、また、具体的な実務の参考となることへの期待が示された。



写真① 河西康之長官の冒頭あいさつ

3 パネルディスカッション

3-1 無効審判・異議申立・訂正についてのパネルディスカッション

パネルディスカッションの前半では、特許の「無効審判・異議申立・訂正²」について、各国・地域の審判制度を対比しつつ、議論を行った。

(1) 無効審判

付与された特許権に瑕疵があった場合、同権利を無効とするための制度として、日本には無効審判制度が存在する。欧州³を除いて、米国には当事者レビュー（IPR）、中国には無効宣告請求、及び韓国には無効審判がそれぞれ同様の制度として存在している。各国・地域の制度は類似しているものの、請求人適格において違いがみられる。日本では無効審判は、「利害関係人」に限り請求することができる⁴。一方、米国では「特許権者以外の者」、中国では「いかなる部門又は個人」、韓国では「利害関係人又は審査官」が請求でき、各々要件が若干異なっている。

韓国において、審査官が無効審判を請求できるとされているのは、特許に起因して社会問題が生じることを予防するための最低限の規定である。

米国では、特許権者は、再発行（Reissue）、再審査（Reexamination）といった様々な仕組みを利用して特許請求の範囲を訂正することが可能であって、IPRは第三者が利用することを想定

2 本稿では、特許後の補正も含めて訂正と呼ぶ。

3 本稿では特段断りがない限り、「欧州」はEPOの制度を意味する。

4 特許法第二百三十三条

特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一～八（略）

2 特許無効審判は、利害関係人（前項第二号（特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。

3、4（略）